# ○群馬県警察の広報に関する訓令

昭和 50 年４月１日

本部訓令甲第７号

〔沿革〕

昭和 51 年３月本部訓令甲第１号、62 年３月第４号、63 年３月第４号、平成元年３月第２号、13 年３月第２号、17 年３月第２号、19 年６月第 10 号、23 年２月第２号、24 年３月第３号改正

群馬県警察の広報に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察の広報に関する訓令

群馬県警察広報規程（昭和 30 年群馬県警察本部訓令甲第 17 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第１条**　この訓令は、群馬県警察の行う広報活動を、能率的かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広報活動の意義）

**第２条**　この訓令において広報活動とは、県民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、警察活動の実態を正しく県民に知らせるとともに、警察に対する意見又は要望等を集約し、これを警察運営に反映させる諸活動をいう。

（広報事務の分掌）

**第３条**　広報事務は、次の各号に掲げるところにより分掌する。

(1)　警務部広報広聴課

ア　広報活動の連絡調整に関すること。

イ　広報活動に必要な企画、調査、研究及び指導に関すること。

ウ　報道機関、官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。

エ　広報連絡会議に関すること。

オ　広報資料の収集、管理及び提供並びに広報紙・誌の発行に関すること。

カ　広聴活動に関すること。

キ　警察本部の施設等の見学に関すること。

(2)　本部各課（群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則（平成 11 年群馬県公安委員会規則第３号）第２条第２号に規定する所属（警察署を除く。）をいう。以下同じ。）

所掌事務に係る広報活動の実施に関すること。

(3)　警察署

ア　警察本部で示した広報重点事項及び警察署で企画した広報活動の実施に関すること。

イ　報道機関、官公庁その他団体との広報連絡に関すること。

ウ　広聴活動に関すること。

エ　警察署の施設等の見学に関すること。

（広報事務担当者等）

**第４条**　広報活動の円滑な推進を図るため、本部各課及び警察署に、広報事務担当者及び広報事務担当補助者を置く。

２　広報事務担当者は、次席（副隊長・副校長）又は副署長をもって充てる。

３　広報事務担当補助者は、本部各課の長（以下「本部各課長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）が幹部の中から指名する。

（広報連絡会議）

**第５条**　警務部長は、広報活動を有効かつ総合的に推進するため、必要に応じ広報連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができる。

２　連絡会議は、警務部長、警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）、警務部広報広聴課広報官及び広報事務担当者、その他必要と認められる者が出席するものとする。

３　連絡会議においては、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1)　広報活動の推進方策

(2)　広報重点事項

(3)　その他広報活動について必要と認められる事項

（警察署広報連絡会議）

**第６条**　署長は、管内の実態に即した計画的、効果的な広報活動を推進するため、必要に応じ警察署広報連絡会議を開催するものとする。

２　前項の会議については、前条の規定を準用する。

（広報活動実施計画）

**第７条**　本部各課長は、毎年12月10日までに、翌年の月別広報活動計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

２　本部長は、前項の広報活動計画に基づき年間広報活動計画を定めて本部各課長及び署長に指示するほか、毎月、翌月の月間広報重点を定めて指示するものとする。

（広報活動の実施）

**第８条**　本部各課長及び署長は、前条の広報活動計画に基づき、新聞発表、広聴会の開催及び広報紙（誌）の発行など創意と工夫をこらして、効果的な広報活動を実施するものとする。

（報道機関との連絡協調）

**第９条**　警察職員は、報道機関のもつ公共性と世論形成に果たす役割をじゆうぶん認識し、積極的に報道機関との連絡協調にあたらなければならない。

（広聴活動）

**第10条**　警察本部及び警察署は、広く県民の声を警察活動に反映させ民主的かつ能率的な警察運営に資するため、県民の警察に対する意見又は要望等を集約するための活動を行うものとする。

２　警察職員は、県民の意見、要望又は苦情等の処理にあたつては誠意をもつてあたり、良好な公衆関係の保持に努めなければならない。

（記録及び報告）

**第11条**　本部各課長及び署長は、広報活動の実施状況を記録しておかなければならない。

２　本部各課長及び署長は、その月の広報活動の実施状況を翌月７日までに本部長に報告しなければならない。

３　本部各課又は警察署において作成した広報資料は、警務部広報広聴課へ送付するものとする。

（補則）

**第12条**　この訓令を運用するために必要な細部的事項は、別に定める。

**附　則**

この訓令は、制定の日から施行する。

**附　則**　（昭和51年３月31日本部訓令甲第１号）

この訓令は、昭和51年４月１日から施行する。

**附　則**　（昭和62年３月31日本部訓令甲第４号抄）

１　この訓令は、昭和62年４月１日から施行する。

**附　則**　（昭和63年３月31日本部訓令甲第４号）

この訓令は、昭和63年４月１日から施行する。

**附　則**　（平成元年３月16日本部訓令甲第２号）

この訓令は、制定の日から施行する。〔以下略〕

**附　則**　（平成13年３月15日本部訓令甲第２号抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成13年３月23日から施行する。ただし、警務部総務課公安委員会室、警務部広報広聴課、生活安全部銃器薬物対策課、生活安全部地域課鉄道警察隊及び刑事部刑事総務課の設置並びに警務部総務課留置管理室、生活安全部保安課、生活安全部銃器対策課、生活安全部鉄道警察隊及び刑事部捜査第一課企画指導室の廃止に係る改正規定は、平成13年４月１日から施行する。

**附　則**　（平成17年３月11日本部訓令甲第２号）

この訓令は、平成17年３月17日から施行する。ただし、刑事部捜査第三課、生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策室、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室、交通部交通指導課交通捜査指導室及び警備部警備第一課外事特別捜査室の設置並びに生活安全部生活安全特別捜査隊、生活安全部街頭犯罪対策室、刑事部組織犯罪対策第一課盗犯対策室、刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室の廃止に係る改正規定及び第６条中群馬県警察の文書管理に関する訓令第 32 条の改正規定は、平成17年４月１日から施行する。

**附　則**　（平成19年６月20日本部訓令甲第10号）

この訓令は、制定の日から施行する。

**附　則**　（平成23年２月28日本部訓令甲第２号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成 23 年３月９日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則等の一部を改正する規則（平成 23 年群馬県公安委員会規則第１号）の改正規定に係る改正規定（交通部総合センター長に係る改正規定を除く。）並びに警察署の統合及び管轄変更に係る改正規

定　平成23年３月16日

(2)　略

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

**附　則**　（平成24年３月９日本部訓令甲第３号）

（施行期日）

１　この訓令は、平成24年３月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

２　この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。